



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 2 2 号

平成27年(2015年)2月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○平成25年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について(教育総務課) 4
○自転車等を移動し、保管したことについて(歩ける環境推進課)	1	
○自転車等を撤去し、保管したことについて( " )	2	● 選挙管理委員会告示
○地縁による団体の告示された事項の変更について(市民協働推進課)	3	○金沢市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について(選挙管理委員会) 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業の廃止について(障害福祉課)	3	● 農業委員会告示
● 公 告		○平成27年第2回金沢市農業委員会総会の招集について(農業委員会事務局) 5
○予防接種を行う医師について(健康総務課)	4	● 消防局公告
○都市計画法の規定に基づく都市計画の変更について(都市計画課)	4	○消防車のサイレンの使用について(警 防 課) 6
● 教育委員会告示		● 公営企業告示
○昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について(文化財保護課) 4		○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について(経営企画課) 6
		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について( " ) 7

## 告 示

### ●金沢市告示第45号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成27年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場  
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場  
 金沢市営金石バス停前自転車駐車場  
 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場

- 金沢市営上荒屋バス停前自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
- 金沢市営森本駅前第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営豎町自転車駐車場
- 金沢市営豎町第2暫定自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 120台
- 原動機付自転車 6台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成27年1月1日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号  
公益財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成27年2月12日から同年5月11日まで  
午前10時から午後7時まで  
場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第46号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
山科町地内	自 転 車	1台
片町2丁目地内	自 転 車	2台
増泉2丁目地内	自 転 車	1台
上荒屋3丁目地内	自 転 車	1台
木ノ新保町地内	自 転 車	1台
戸水1丁目地内	自 転 車	1台
広岡2丁目地内	自 転 車	1台

西念4丁目地内	自 転 車	1台
元町2丁目地内	自 転 車	2台
福増町北地内	自 転 車	1台
泉3丁目地内	自 転 車	2台
長土堀2丁目地内	自 転 車	1台
本町2丁目地内	自 転 車	1台
菊川1丁目地内	自 転 車	2台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日  
平成27年1月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間  
平成27年2月12日から同年8月11日まで
- (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

#### ●金沢市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大場町会	代表者の氏名及び住所	西尾 浩 金沢市大場町東25番地	室橋 康蔵 金沢市大場町東84番地	平成27年1月18日
大河端町町会	代表者の氏名及び住所	鶴居 正弘 金沢市大河端町ホ114番地1	的場 富士夫 金沢市大河端町ホ109番地3	平成27年1月18日
南塚町会	代表者の氏名及び住所	北川 邦久 金沢市南塚町24番地1	能口 誠之 金沢市南塚町77番地	平成27年1月12日
三馬本町会	代表者の氏名及び住所	浅田 明雄 金沢市三馬2丁目35番地	松下 良彦 金沢市三馬2丁目25番地	平成27年1月18日
寺中町会	代表者の氏名及び住所	寺岡 健一 金沢市寺中町ハ38番地	本堂 敬二 金沢市寺中町ハ32番地	平成27年1月25日
東蚊爪町会	代表者の氏名及び住所	藤井 國知 金沢市東蚊爪町ホ115番地	小川 祥夫 金沢市東蚊爪町チ170番地	平成27年1月25日

#### ●金沢市告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により、次のとおり告示します。

平成27年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	廃止年月日
1710103365	ツクイ金沢東	金沢市駅西本町4丁目2番10号	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号	居宅介護 重度訪問介護	特定無し	平成27年1月31日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種について、当該予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により、次のとおり公告します。

平成27年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
岡崎 智子 宮元 良和	地域医療機能推進機構金沢病院	金沢市沖町ハ15番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成27年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 道 路	金沢市出雲町イの一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成27年2月12日から 同月26日まで	3・3・4号 北安江出雲線

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第4号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成27年2月12日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

表に次のように加える。

建造物	さきじんじやはいでん きゆうてんとくいんまえだ 佐奇神社拜殿（旧天徳院前田 つなのり ごれいどう つけたり むなふだ 綱紀御霊堂）附 棟札	1 棟 1 枚	金沢市佐奇森町ホ113番地 宗教法人佐奇神社	指定平成27年2月12日
歴史資料	きゆうたけざわ ごてん じしやう 旧竹沢御殿の時鐘	2 口	金沢市小立野4丁目4番4号 宗教法人天徳院 金沢市笠市町2番47号 宗教法人本願寺金沢別院	指定平成27年2月12日

●金沢市教育委員会告示第5号

平成25年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

平成27年2月12日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

第1項の表中

金 沢 市 立 森 本 小 学 校 屋 内 運 動 場
690平方メートル

を

金 沢 市 立 森 本 小 学 校 屋 内 運 動 場
704平方メートル

に改め、

金 沢 市 立 長 坂 台 小 学 校 プ レ イ ル ー ム
300平方メートル
常設電灯による点灯
1個
1脚
3脚
平常のまま開放する。
7,921円
25,023円
26,384円
374円

を削り、第2項の表中

金 沢 市 立 高 岡 中 学 校 屋 内 運 動 場
868平方メートル

を

金 沢 市 立 高 岡 中 学 校 屋 内 運 動 場
918平方メートル

に改める。

### 選挙管理委員会告示

#### ●金沢市選挙管理委員会告示第6号

平成27年1月1日現在で調製した金沢市農業委員会委員選挙人名簿の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第23条第2項の規定により告示します。

平成27年2月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成27年2月23日から同年3月9日までの間、  
毎日午前8時30分から午後5時まで

### 農業委員会告示

#### ●金沢市農業委員会告示第2号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成27年第2回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年2月12日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉

忍

1 日時

平成27年2月25日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地競（公）売適格者証明願について
- (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (6) 非農地証明願について
- (7) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

**消 防 局 公 告**

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成27年2月12日

金沢市消防長 大 野 耕 司

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内（松島町地内）

日 時 平成27年2月27日（金） 午前10時30分から午前11時まで

**公 営 企 業 告 示**

●金沢市公営企業告示第4号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年2月12日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 平成26年10月1日から同年12月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 93,570円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 83,440円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 93,280円

2 原料価格変動額 29,500円

算式 93,280円（1トン当たり平均原料価格）－ 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）＝ 29,500円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額＋29,500円（原料価格変動額）／100円×0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に24.19円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。

4 平成27年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	251円36銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	249円36銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	236円86銭

D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	235円3銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	230円3銭

●金沢市公営企業告示第5号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年2月12日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

(1) 平成26年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 83,440円

(2) 原料価格変動額 4,500円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 83,440円(1トン当たり平均原料価格) = 4,500円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 4,500円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から9.18円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成27年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	413円18銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	404円8銭

2 瑞樹団地供給地点群

(1) 平成26年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 83,440円

(2) 原料価格変動額 4,500円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 83,440円(1トン当たり平均原料価格) = 4,500円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 4,500円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から9.18円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成27年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	413円26銭

B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	404円16銭
-------------------------------	---------	---------

3 南森本供給地点群

- (1) 平成26年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 83,440円

- (2) 原料価格変動額 4,500円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 83,440円(1トン当たり平均原料価格) = 4,500円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 4,500円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から9.18円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成27年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	392円3銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	382円93銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成26年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 83,440円

- (2) 原料価格変動額 4,500円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 83,440円(1トン当たり平均原料価格) = 4,500円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 4,500円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から9.18円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成27年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	435円64銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	426円54銭

平成27年(2015年)2月12日 印刷	発行人	金 沢 市
平成27年(2015年)2月12日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄